

**独立行政法人原子力安全基盤機構の業務の実績に関する
評価シート（平成 25 年度）**

**平成 26 年 6 月 27 日
内閣府大臣官房
原子力災害対策担当室**

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3. 防災関連業務等

個々の評価事項について 当該年度の評定がBとなる基準	平成25年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）
<p>原子炉施設等で原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）及び武力攻撃原子力災害（以下、「原子力災害等」という。）が発生した場合には、防災基本計画において役割を付与された指定公共機関として、原子力防災に係る業務を実施するとともに、原子力規制庁の緊急事態対策監等に対する技術支援を実施する。</p> <p>そのため、原子力災害等の発生に際して、迅速かつ的確に業務を実施できるよう、あらかじめ原子力規制委員会及び内閣府と調整の上、緊急時の即時対応を含めた参集体制を構築し、職員派遣等の対応手順書を整備し、訓練を通じて改善していく。</p> <p>また、防災業務に関し、原子力規制委員会、地方自治体、事業者、機構等関係者間で重要な運営上の取り決めを行う場合は、これを文書化し、関係者間で円滑な業務運営が可能となるよう取り組んでいく。</p> <p>更に、以下の取組みを行う。ただし、これらの業務を実施する際には、国の防災対策に関する検討状況等を踏まえる必要があることから、国と連携して実施することとする。</p> <p>(1) 指定公共機関として、制定した防災業務計画、計画の具体的手順書等に、国の防災施策に関する検討状況、防災訓練の成果等を反映する。また、参集等の訓練を実施し、課題の抽出、改善を行い、実効性向上を図る。</p> <p>(2) 複合災害や災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、シビアアクシデントに至り緊急時対応が広範囲・長期に及ぶ場合の一連の対応等、様々な事象を想定した国及び地方自治体の実施する原子力防災訓練に対して指定公共機関として参加する。また、原子力防災関係者に対する研修、習熟訓練を実施する。</p> <p>① 国、地方自治体等の原子力防災訓練への参加及び技術的支援等</p> <ul style="list-style-type: none">a. 原子力総合防災訓練b. 地方自治体の原子力防災訓練c. 原子力規制委員会及び内閣府の原子力防災訓練	

d. 事業者のオンサイト訓練

e. その他の訓練

② 原子力防災関係者に対する研修・習熟訓練の実施

新しく制定された原子力災害対策指針や改定された原子力災害対策マニュアル等の内容をカリキュラム、テキスト等に反映し、国、地方自治体、指定公共機関、原子力事業者及び関係機関の原子力防災関係者を対象とした研修・習熟訓練を実施する。

a. 原子力防災に係る基礎研修

b. 災害対策に係る活動訓練

c. 住民防護活動を行う要員に係る専門研修

d. 核燃料輸送講習会

e. 火災防護に関する研修

f. 訓練企画立案専門研修

g. 原子力防災講演会等

h. 核物質防護研修会

i. その他

(3) 災害対応を支援するシステムについて、複合災害やシビアアクシデントに的確に対応できるよう、関連する機器・システムの冗長化等、適切な整備・運用を行う。また、災害時に確実かつ円滑な活用が図られるよう、常時、稼働状態を監視し、異常時には迅速に復旧を図る体制を構築する。

① 日常点検、定期点検による設備の維持管理

官邸、緊急時対応センター、オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター（以下「官邸・緊急時対応センター等」という。）及び機構本部の原子力防災関連設備の維持管理を実施する。

a. 月1回、設備の員数確認、点検、起動確認を実施するとともに、年1回定期保守点検を実施し、設備の健全性を維持する。

b. 設備の機能維持のために、機構内に設置した緊急時ネットワーク監視センターで故障把握などを24時間集中監視し、異常対応等を迅速に実施する。

② 設備の整備

a. 原子力規制委員会に新たに設置された緊急時対応センターに従来の緊急時対応センターの機器を移設し、災害時によりの確に対応できるよう設備増強を行う。

b. 統合原子力防災ネットワークに接続される拠点の増加に応じて、設備の改造や増強を行う。

c. 代替オフサイトセンターについて、原子力規制委員会等と調整をとりつつ、必要な追加整備を行

う。

d. その他必要な資機材について、原子力規制委員会と調整をとりつつ、適宜追加整備を行う。

(4) 災害時において機構に求められる事故状態判断、事故進展予測等の技術的支援に関する能力を強化するため、ERSS(緊急時対策支援システム)について分析機能及び運用の改善をはじめ、伝送多重化など伝送システムの抜本的な強化策を講じ、関連する機能の向上を図るとともに、職員の対応能力の向上を図る。また、ERSSの監視・管理の更なる強化を図る。

① ERSS伝送システムの強化

ERSSのサーバ等のリプレースを行い、伝送システムを強化する。

また、原子力事業者の防災業務計画の見直しに対し、事業者の伝送システムに対する要件を提示し、事業者側との整合を図る。

② ERSS表示機能の向上

防災指針の見直しにより緊急時活動レベル(EAL)が導入されることに伴い、伝送・表示パラメータや表示画面の追加等を検討し、原子力事業者の伝送パラメータ追加に合わせて実施する。

③ ERSSの24時間監視・管理体制強化

緊急時ネットワーク監視センターにおける24時間監視及び異常時の対応体制を強化する。

(5) 災害時にオフサイトセンター及び代替オフサイトセンターが所期の機能を果たすよう明文化した方針・手順に基づき、各オフサイトセンターに整備している防護資機材の保管や維持管理の方法等、また全国2か所に分散配備するモバイルネットワーク機器及び代替オフサイトセンター用通信機器の保管、輸送地点までの移送、操作及び維持管理の方法について原子力規制委員会と連携した訓練等を通じ、必要な見直しを行う。

(6) 東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する知見の反映

① 我が国の防災制度の改善に係る支援

東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する調査・研究などを通じ、原子力防災に関する知見を蓄積し、国が原子力防災の関連制度を不断に改善していくために必要な技術的な支援・助言を行う。

② 知見の国内外への発信

国民への情報提供、国際原子力機関(IAEA)の安全原則への反映等を行う。

③ 地域防災計画策定への支援

蓄積した知見を活用し、地方自治体が整備する地域防災計画に関して以下の支援を行う。

- a. 地方自治体が策定する避難計画や避難時間推計シミュレーション結果に対して原子力規制委員会が行う評価への技術的な支援を行う。
- b. 原子力規制委員会の要請に基づき、シミュレーションの実施等の技術的な支援を行う。

官邸・緊急時対応センター等及び福島暫定オフサイトセンターの管理支援並びに機構本部の設備の管理に関する業務については、緊急を要する作業を除き一般競争により調達する。

なお、これらの業務の受注先が決定した場合、業務内容等の詳細情報をホームページにおいて開示する。

委員評価：「」(←括弧内に、S、A、B、C、Dのいずれかをご記入ください。)

【上記の評価がB以外の場合、その理由につき以下にコメントをご記入願います。】

委員コメント：